

令和6年1月24日

一般社団法人山梨県薬剤師会 御中

山梨大学医学部附属病院
病院長 木内 博之
(公印省略)

処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更に関する情報提供について

平素より院外処方の適正な運用にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
これまで当院では、処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品の変更調剤についての FAX 報告をいただいておりますが「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」(保医発 0305 第 12 号平成 24 年 3 月 5 日)を参考に書面/FAX での報告を不要とします。変更調剤に関する情報については、患者さんが持参するお薬手帳を介して確認することとしますので、必ずお薬手帳への記載を行っていただくと共に、医療機関受診時には必ずお薬手帳を持参するよう指導をお願いします。

【参考】

「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」

(保医発 0305 第 12 号平成 24 年 3 月 5 日)

7 保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品(含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。)への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄(含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。)等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

以上